

社会福祉法人福祉広医会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福祉広医会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の報酬等を支給する。

- (1) 理事長 報酬及び退職慰労金
 - (2) 理事長以外の役員等 報酬
- 2 役員はすべて非常勤とする。
- 3 理事長に対する退職慰労金は、役員等として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表1に定める額
 - (2) 退職慰労金 別表2に定める算式により算出される額
- 2 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 当該会議に出席した都度、支給する。
 - (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (役員等の報酬)

区 分	日 額
理事会・評議員会等への出席	4, 160円
上記の他、必要な会議等への出席	4, 160円

別表2 (退職慰労金)

10万円 × 在職年数 (1年未満切り捨て)